

8 神電健第 163 号
令和 8 年 3 月 24 日

事業主様

神奈川県電子電気機器健康保険組合理事長



労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の
被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて(通知)

平素より当健康保険組合の事業運営につきましては、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年 10 月 1 日付厚生労働省通知が発出され、被扶養者認定における、年間収入の取扱いが変更されることとなりました。

つきましては、下記および別添通知にご留意いただくとともに、被保険者様へご周知の程お願い申し上げます。

記

1. 変更内容

被扶養者認定における年間収入については、認定対象者の過去・現時点・将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入の見込みにより判定しているところです。

今後は、労働契約で定められた賃金(注1)から見込まれる年間収入が130万円未満(注2)である場合には、原則として被扶養者に該当するものとして取り扱います。

労働契約に明確な規定がなく、労働契約時点では見込み困難な時間外労働に対する賃金等(臨時収入)が社会通念上妥当な範囲内である場合には、年間収入に含まれないこととなります。

(注1)労働基準法第11条に規定される賃金をいい、諸手当及び賞与も含まれる。

(注2)認定対象者が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては、180万円。認定対象者(被保険者の配偶者を除く。)が19歳以上23歳未満である場合にあつては150万円。

2. 適用年月日

令和 8 年 4 月 1 日(認定日が同日以降となるもの)

3. 対象

(1) 収入が給与収入のみである方

給与収入以外に年金収入や事業収入等がある場合の年間収入の取扱いは、従来どおり源泉徴収票または給与明細書等により判定します。

(2) 労働条件通知書(雇用契約書)等により年間収入の算出が可能な場合

以下のとおり、年間収入の算出ができない場合には、従来どおり源泉徴収票または給与明細書等により判定します。

【労働契約内容により年間収入が算出できない例】

- ▶シフト制 …労働時間/日や年間日数が見込めない
- ▶契約期間が1年に満たない場合 …年間日数が見込めない
- ▶労働条件の内容に幅がある場合(●～●時間、●時間以内、●時間程度等)
…労働時間/日や年間日数等が見込めない
- ▶交通費あり、交通費1日●円程度、交通費1日●円まで …+αが見込めない

4. 添付書類

「被扶養者(異動)届」提出時の収入関係書類は以下のとおりです。

- ▶「労働条件通知書(雇用契約書)」(写)
- ▶「給与収入のみである」旨の申立書 (別紙)

●今後、給与収入のある方の「被扶養者(異動)届」提出時において、必ず労働条件通知書(雇用契約書)等の提出を必要とするものではありません。

あくまで、認定対象者より労働条件通知書(雇用契約書)等が提出された場合に、当該内容により年間収入を判定します。

●労働条件通知書(雇用契約書)等の提出がない場合には、従来どおり以下の収入関係書類により判定します。

- ▶直近の「源泉徴収票(写)」または「給与明細書 12 カ月分」

【勤務開始して間もない場合】

※「労働条件通知書(雇用契約書)(写)」において年間収入が算出できない場合

- ▶「労働条件通知書(雇用契約書)等(写)」
- ▶「現在交付されている全ての給与明細書(写)」

5. 臨時収入があった場合の取扱い

臨時収入が社会通念上妥当な範囲内である場合は、引き続き被扶養者として認定します。

臨時収入により年間収入が社会通念上妥当な範囲を大きく上回る場合や、臨時収入の支給を前提とし「労働条件通知書(雇用契約書)」に労働時間等を不当に低く記載されていた場合には、認定取り消しとなる場合があります。

○詳細は別添通知をご参照ください。

・厚生労働省保険局保険課長通知

「労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて」

・厚生労働省保険局保険課通知

「労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いに係るQ&Aについて」

以上